

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	一般公共海岸区域の占用の許可
②	法令名	海岸法
③	法令番号	昭和31年法律第101号
④	根拠条項	第37条の4
⑤	処分権者	各土木事務所長
⑥	法令の定め	<p style="text-align: center;">第三十七条の四</p> <p>海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼすものでないこと。 ・一般公衆の利用を著しく阻害するものでないこと。 ・海岸保全施設の整備計画等に支障を及ぼすものでないこと。 ・その他、海岸の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 ・「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月29日付け河政発第55号建設省河川局長通知)
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全室
⑬	備考	